

協議第20号

給料の取扱いについて

次の調整結果について協議を求める。

平成23年12月22日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会長 加藤憲一

調整結果	1 小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、小田原市の基準に基づき他の職員との均衡を考慮して決定する。 2 小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しない者については、5年間その差額を保障（現給保障）する。
------	---

（調整理由）

1 給料月額の決定について

- ・小田原市職員となる者の給料月額（職務の級の号給）は、同じ学歴、同じ経験年数等を持つ小田原市職員の給料月額（職務の級の号給）と同等になることが合理的であるため、小田原市の基準に基づき、小田原市職員との均衡を考慮して決定することが適当である。

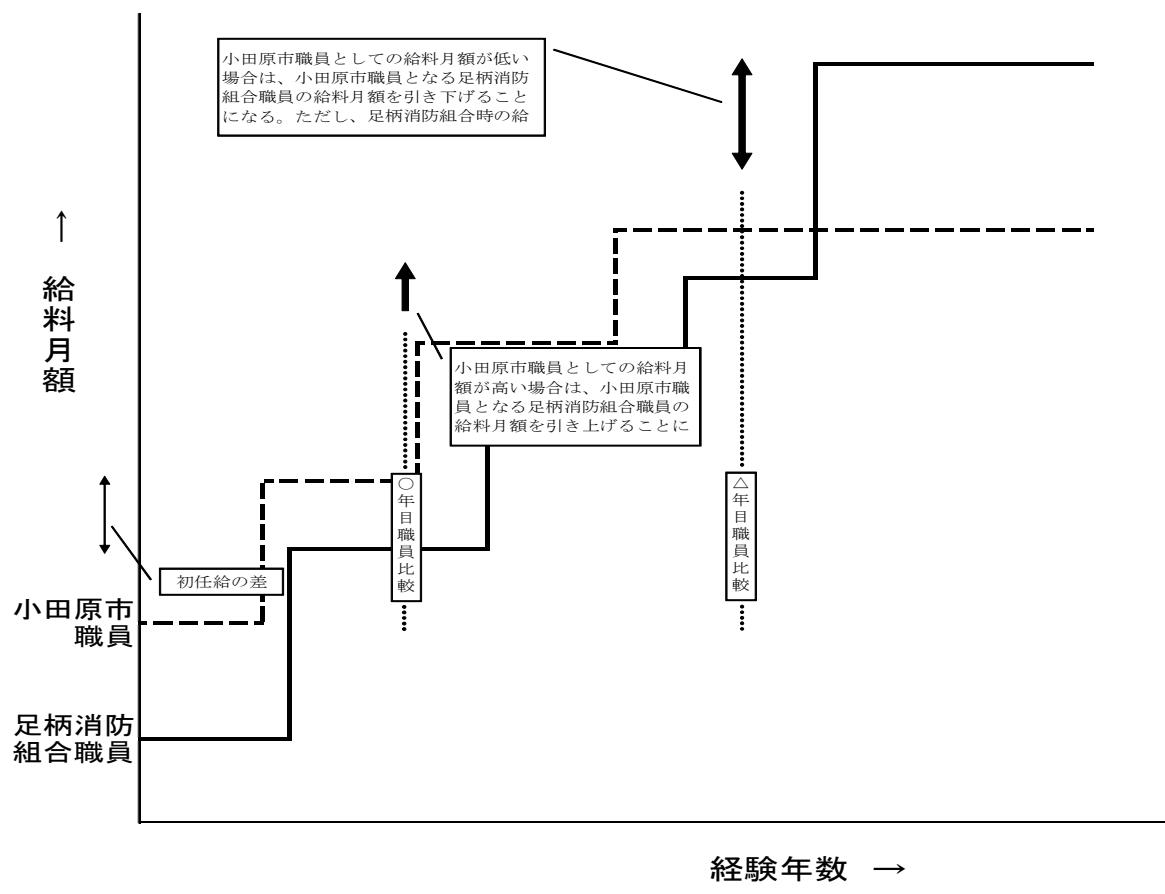
2 現給保障について

- ・給料は、小田原市職員としての職務に応じて支給されることが原則であるものの、給料は給与の大部分を占め、生活給的な要素が含まれるとともに、生活設計の一部となることから、小田原市職員として受ける給料月額が、小田原市職員となる前日に受けていた給料月額に達しないこととなる者には、激変緩和措置として、一定期間その差額を保障（現給保障）することが適当である。保障期間は、現給保障額を超えるのに必要な期間及び職員のモチベーション等を考慮して、5年を目安にすることが考えられる。

(協議第20号 給料の取扱いについて) 関係資料

給料月額決定のイメージについて

※同じ学歴、同じ経験年数等を持つ小田原市職員の給料月額と同等になるように、
小田原市職員となる者の給料月額を決定する



初任給の比較について

項目	詳細	小田原市	足柄消防組合	比較差
初任給	大学卒	191,600 円 【185,800円】	178,800 円 【168,900円】	12,800 円 【5,800円】
	短大卒	178,800 円 【168,900円】	158,700 円 【149,800円】	20,100 円 【9,900円】
	高校卒	161,600 円 【149,800円】	144,500 円 【149,800円】	17,100 円 【11,800円】

【】:H22以前の初任給